## 外国特許トピックス

2014年12月 特許業務法人 志賀国際特許事務所 (担当 外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

アルゼンチン特許情報 審査滞留案件の整理の実施(通算3度目)

アルゼンチンにおきまして本年秋に出願人に基礎出願の状況報告を求めることを内容とする審査滞留案件の整理が行われました(最終 2014 年 11 月 27 日)。今回の施策は庁決議 187 号として発行されたもので、前回 2008 年の庁決議 178/2008 号以来 6 年ぶり通算 3 度目の実施となりました。今回の対象案件は2012 年 12 月 31 日までに出願された特許出願で庁決議の内容は優先権主張の基礎となる出願の状況の報告を求める形で出願人の意思を確認するものです。これは前回の庁決議と全く同様で、アルゼンチン特許庁における事情も殆ど変わりがないようですので、前回 2008 年 6 月の庁決議発行のご案内記事から背景等を抜粋引用してご案内致します(以下『』部)。

『アルゼンチン特許庁は、出願中の案件で処分が決定していない審査に係属中の滞留案件について、これを減少させる施策を決議 372 号として 4 年前の 2004 年 12 月に発行し、一応の整理を行いました。今般、再び滞留案件の増加に見舞われ、前回の決議に似た施策を新決議としてあらたに発行する予定であることをアルゼンチン代理人が伝えてきております。発行予定の新決議案では、出願中の案件について、出願人が引き続き出願を維持する意思があるかどうかを特許庁に報告することを要求するということが施策の主な内容となっています。

新決議の目的は、既に出願人が出願維持の意思を失っているにも拘らず明示的な取下げ、放棄がされていないため審査対象案件となっているものを整理し、真に出願人が出願継続を望み、権利化を期待している案件に審査官のマンパワーを振り向けて審査の迅速を図ることにあります。

アルゼンチン特許庁は、庁内のデータベースでは出願係属中の扱いになっているが、出願人により既に実質的に放棄されている案件がまだ相当数あるという実態を認識しており、ここで再び滞留案件の整理と特許庁データの更新を図るべく、前回の決議372号に類似の新決議を発行することになったようです。新たな決議の具体的な内容、例えば施行の対象が特定の技術分野になるのか、また特許庁からどのような形式で出願継続の意思を尋ねてくるか等\*については、現時点では不詳です。ただし、指令通知が発行された場合の応答期間\*\*は60日から90日の間で設定される模様です。』

補注 \* 対象は2008年1月1日以前の特許出願、基礎出願の情報提供を求める形式で、応答しない場合は取下げ擬制の取扱いとされました。

\*\* 結果的に応答期間は通知発行より90日で設定されました。

上記の通りアルゼンチン特許庁では滞留案件の減少が課題となっている訳ですが、近年の特許出願件数、特許許可件数を見ると以下の通りとなっています(数字は 1WIPO データより)。

	2012	2011	2010	2009	2008	2007	2006	2005	2004
出願	4, 813	NA	4, 717	4, 916	5, 582	5, 743	5, 617	5, 269	4, 602
許可	932	NA	NA	NA	1, 214	2, 769	2, 922	1, 798	840

2009 年から 2011 年の許可件数が不明で、放棄件数、拒絶査定件数等が不詳なため正確なところはわかりませんが、出願件数に対する許可件数の割合から見る限りでは、このままでは審査滞留案件は今後も増え続けると予想されます。全体件数の多寡はともかくも滞留案件の減少を図るためにはさらなる人的資源の補強や他国の審査成果物の活用等、制度面の手直しを含めた抜本的な対策が必要かと思われます。